

Japanese Journal of Gambling & Gaming Studies

ギャンブリング*ゲーミング学研究

創刊号

2004. 9

巻頭言

『ギャンブリング*ゲーミング学研究』発刊に際して……………谷岡一郎 (1)

論 説

カジノ反対派の形成とその対応策 —カジノ具体プラン作成時における基本哲学と収益金の
用途に関する提言—……………谷岡一郎 (3)

わが国のカジノ法制創出の論点と課題 —賭博法制の現代的あり方—
……………美原融 (18)

カジノ合法化に対する日本人の意識 —JGSS 2002データより—
……………梁亨恩・谷岡一郎 (40)

大阪でカジノ産業を始めたら……………佐和良作 (48)

日本競馬の現状と制度改革 —コスモバルクとハルウララの意味すること—
……………古林英一 (71)

現在に残る伝統のかかるた遊び……………高橋浩徳 (90)

ギャンブリング*ゲーミング学会

Japan Academy of Gambling & Gaming Studies

日本競馬の現状と制度改革

—コスモバルクとハルウララの意味すること—

北海学園大学経済学部教授 古 林 英 一

1. はじめに

2003年秋から2004年春にかけて、新聞の社会面を2頭の競走馬が賑わせた。1頭は高知競馬のハルウララであり、もう1頭は道営ホッカイドウ競馬のコスモバルクである。2頭はいずれも存廃論議が起きている地方競馬の所属馬である。

周知のように、わが国には中央競馬と地方競馬という2つの競馬がある¹⁾。1970年代初めと1980年代終わり頃、ブームをよんだ2頭の競走馬がいた。ハイセイコーとオグリキャップである。

—いずれも地方競馬から中央競馬に移籍して人気を集めた名馬である。そしてここ数年、わが国の競馬は大きな転換期を迎えている。この転換期に再び2頭の地方競馬所属馬が脚光を浴びている。今、わが国の競馬は大きな転換期にある。ハルウララとコスモバルクはわが国の競馬制度の転換を象徴する競走馬である。前者は苦境にあげく地方競馬のあだ花、後者は競馬制度の変革を象徴する名馬である。この時期に奇しくも2頭の地方競馬所属馬が耳目を集めているのは単なる偶然ではなく、時代が「彼女」と「彼」をスターホースに押し上げているのである。

本稿では、地方競馬衰退の要因がわが国の競馬制度のゆがみにあることを明らかにするとともに、ここ数年来行われてきた競馬制度改革の動きを検討し、ニッポン競馬のあるべき方向を提示しようというものである。

本稿は2004年5月に行ったギャンブリング*ゲーミング学会における報告を元にしており、報告後、競馬法改正案が国会を通過し、現段階における競馬制度の変革の方向が確定したことを踏まえ、学会報告の内容を一部修正・補足している。

2. ニッポン競馬の到達点

今回の制度改革を検討するに先立ち、ここではわが国の競馬の到達点を、事業の規模、社会的な位置づけ、および制度の現状などについて確認し、あわせてプロスポーツとしての競馬の存立条

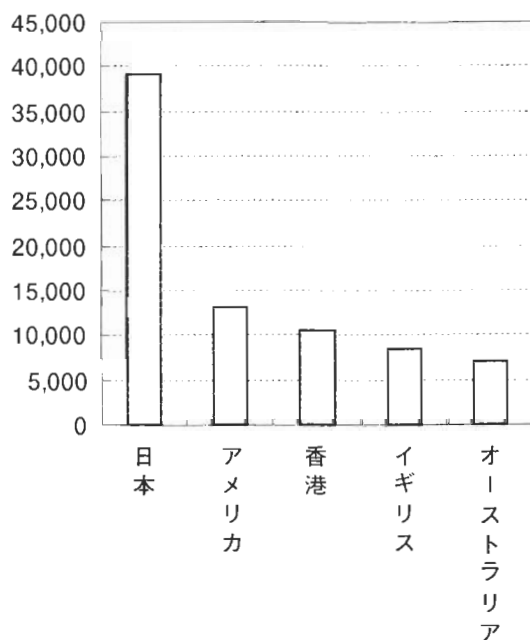
1) 競馬制度の基本的仕組みについての解説書は少なくないが、さしあたり、岩崎徹(2004)、岩崎徹(2002)、谷岡一郎・宮塚利雄 [2002]、佐々木晃彦 [1999]、競馬制度研究会 [1992]などを参照のこと。

件をみておくことにする。

競馬をおこなっている国はあまた存在する。例えば、国際競馬統轄機関連盟（IFHA）のメンバーとなっている国と地域だけでも53もある（2004年3月19日現在²⁾）。このなかで、わが国は世界最大の馬券大国である。2002年度の売得金は中央競馬が3兆1,404億円、地方競馬が4,904億円でその合計は3兆6千億円にのぼる³⁾。中央競馬の年度が1～12月であるのに対し、地方競馬の年度が4月～3月なので、単純に合計するのは正確さを欠くのだが、これはGDPの約0.73%に相当する（バブル経済の頃にはGDPの1%近くになっていたこともあった）。岩崎徹〔2002〕によると、世界の馬券売上高の1/3をわがニッポン国が占めているという（図1）。

競馬が国民的レジャーの重要な一角をしめるまでに成長したことは疑い得ない事実である。とはいえ、その一方で、依然として「競馬＝ギャンブル＝悪」という根拠薄弱な妄念に取り憑かれている人たちが少なくないのも事実である。競馬に携わる人たちがこうした妄念との闘いに多大なコストを支払ってきたことも確かだろう。

事実上、レジャーとして確固たる地位を確立している競馬ではあるが、そもそもわが国では賭博と富くじ類似行為は御法度である。したがって、本来違法である馬券発売（賭博か富くじ類似



出典：岩崎徹〔2002〕p.56

図1 売得金の国際比較（1998年）

2) IFHA のサイト (<http://www.hoseracingintfed.com>) による。

3) 中央競馬は中央競馬会業務報告書、地方競馬は地方競馬全国協会の業務報告書による。

行為かは微妙なところだそうだ)を合法化するために、特別な立法措置をおこない、違法性を阻却するという手段がとられている。そのための法律が競馬法である。

一般に3競オートと総称される公営競技はいずれも同様の趣旨で立法措置がおこなわれている。ここに少々興味深いことがある。競輪(自転車競技法)、競艇(モーターボート競走法)、およびオートレース(小型自動車競走法)ではいずれも、第1条でそれぞれの競技を実施する目的が明記されており、共通して地方財政の改善や寄与がうたわれているのだが、競馬法ではこのような条文はみられないのである。しいていえば、競馬法第23条の3として、「都道府県は、その行なう競馬の収益をもつて、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行なうのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする」というのがあるに過ぎない。

少々屁理屈であることを承知で、敢えていえば、ここ数年、地方競馬の廃止が相次いでいるが、廃止の理由は例外なく「赤字に転落し、財政寄与という競馬施行の目的が達成できない」というものである。条文を虚心坦懐素直に読めば、競馬法第23条の3は収益の用途について定めているに過ぎず、競馬の目的を定めているわけではない。ところが、地方競馬の主催者たちは競馬法第23条の3をあたかも競馬施行の目的であるかのようにいいなしているのである。いわゆる財政競馬の根拠である。競馬に限らず、公営競技一般についていえることだが、プロスポーツ文化の創造や馬事文化の養成などという文化創造的意識が全く欠如している。ついでにいうと、競馬法第23条の3にある「畜産の振興」でいう「畜産」には競走馬生産は含まれていないという奇妙な問題もある⁴⁾。

競馬法が他の公営競技の根拠法と体裁を異にしているのは、競馬が他の公営競技と異質であるからではなく、単に、その歴史的経緯が異なっているからに他ならないとみるべきだろう。ここでわが国の競馬史を論じるには紙幅が足りないので割愛せざるを得ないが、第二次世界大戦前以前においては、馬事改良は、軍事産業として、または農業振興として位置づけられており、競馬は馬事改良の一環として政策的に位置づけられていた。ところが、戦後、それらの意義が社会的に喪失したにも関わらず、競馬のみがいち早く復活してしまったところに競馬法の特殊性の遠因があるように思われる。現在の中央競馬につながる国営競馬が実施される以前に、「ヤミ競馬」といわれる法的根拠を持たない競馬が復活している⁵⁾のである。競馬以外の公営競技は、第二次大戦後、競馬をモデルに⁶⁾、当初から地方自治体財政寄与をめざして計画・実施されたために、

4) 小山良太 [2004] p.15

5) 中央畜産会 [1999] p.567~569

6) 競馬以外の公営競技で最も古いのが競輪だが、競輪発祥の地である当時の小倉市の市長は当初競馬の開催を考えたようである(日自振 [1990] など)。

それぞれの競技実施の目的が明文化されたものであろう。

次に、産業としての競馬を概観しておこう。競馬が他の公営競技ともしっかりと大きく異なることの1つは、競馬の背後には馬産とその関連産業がひろがっていることである。図2は競走馬の生産から競走馬として供用されるまでの流れと、それに関わる業種をごく簡単にあらわしたものである。さしあたり、これらを競馬産業とよぶことにするが、馬産地では牧場や馬が有力な観光資源となっており、それゆえホテルや飲食店も一般の農業地帯に比べると多い。こうした波及効果まで含めれば、競馬のもつ産業効果は馬券の売上高だけにとどまらない⁷⁾。

わが国の競馬が産業としての広がりを持っているのは、わが国の競馬が内国産馬⁸⁾主体でおこなわれてきたからに他ならない。このことは軍馬改良・農業振興が馬産の根底にあったという歴史的経緯によるものである。一般にはあまり知られていないことだが、表1に示したように、わが国は世界3、4番目に相当するサラブレッドの生産大国なのである。サラブレッドの生産頭数だけを見れば、競馬の本場といわれるイギリスや、ヨーロッパ競馬の中心の1つであるフランスよりも多い⁹⁾。

内国産馬主体の競馬が開催されているため、競馬の縮小は北海道日高地方を中心とする馬産地¹⁰⁾の地域経済を直撃することとなり、競馬の問題は単に財政寄与という問題を越えた地域経

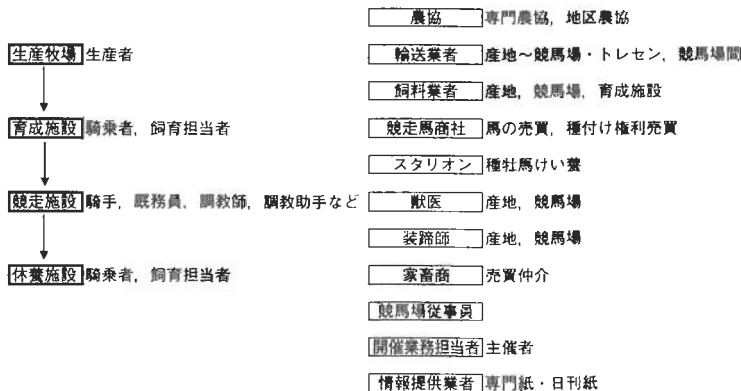


図2 産業としての広がり

7) 前掲・小山〔2004〕、馬クラスター研究会〔2002〕に詳しい。

8) 一般の産品では国内産といういい方がなされるが、なぜか馬では内国産という表現がおこなわれている。内国産馬とは日本国内で出生した馬という意味である。

9) サラブレッド以外の馬の生産頭数を含めると日本の順位は下がる。FAOのデータによると、世界でもっとも馬の飼養頭数が多いのは中国で、その頭数は890万頭、日本は2万頭程度にすぎない（データは日本馬事協会のサイト http://www.bajikyo.or.jp/data/04-4-1_siyous_sekai.htm に掲載されている）。サラブレッド以外の馬の飼養頭数が極端に少ないのが日本の特徴である。

10) わが国ではサラブレッドの約84%が北海道日高地方で、12%が胆振地方で生産されている。九州、千葉、東北、さらに北海道十勝地方などでもサラブレッドの生産はおこなわれているが、そのシェアは年々小さくなっており、日高地方への集中化が進んでいる。

表1 世界のサラブレッド生産頭数 (1999年度)

国・地域	生産頭数 (頭)	比率 (%)
アメリカ	33,265	30.03
オーストラリア	17,999	16.25
日本	8,210	7.41
アイルランド	8,119	7.33
アルゼンチン	6,502	5.87
イギリス	5,361	4.84
ニュージーランド	4,868	4.39
フランス	4,234	3.82
ブラジル	3,442	3.11
南アフリカ	2,527	2.28
カナダ	2,500	2.26
イタリア	1,924	1.74
チリ	1,766	1.59
インド	1,494	1.35
ドイツ	1,371	1.24
ベネズエラ	1,252	1.13
その他	5,940	5.36
計	110,774	100.00

資料：日本軽種馬登録協会（元資料：国際競馬統括機関会議（パリ会議）資料など）

済の問題に発展してしまうのである。

競馬の隆盛にともなって成長したのが競馬産業であり、その根幹には馬券の売り上げがある。小山の試算¹¹⁾によると、3.6兆円のうち、約2.7兆円が的中馬券への配当として支払われ、残りの約1兆円のうち、約3,249億円が国家および地方財政に組み込まれ、残りが競馬開催費用、馬主や生産者への賞金、騎手・調教師への進上金などに配分されているという。馬主の大部分は赤字であろうと思われるが、それでも出走手当や賞金の手厚ければ購買意欲は高くなり、馬がそれだけ売れることになる。また、生産者にとっても生産者賞や繁殖牝馬所有者賞は牧場経営の重要な収入源となっている。こうした資金は元はといえばすべてファンの購入した馬券代から支出されているのである。つまり、馬券の売り上げが減少すれば、産地や馬主に回る資金が細ることである。

3. わが国の競馬制度～2制度多元競馬の問題点～

中央競馬と地方競馬の併存をもって、日本には2つの競馬があると解説している文献は数多い。だがこれは、ある意味では正しいが、別の意味においては全く間違っている。主催者が2種類に分類できるという意味においては正しいが、2つの競馬サークル（たとえば今問題になっている

11) 小山 (2004) p.15

プロ野球の2リーグ制、ないしはサッカーにおけるJ1・J2のようなイメージ)が存在しているという意味に解するならば、これは全くの誤りである。わが国の競馬を競技の体系として見るならば、数多くの主催者がそれぞれ独自の競技の体系をもち、その範囲内でのみ競技を実施してきたのである。大きな1つの競馬と小さな多数の競馬が併存しているのである。地方競馬の主催者は都道府県と一部の市町村にのみ認められているのだが、地方競馬の主催者はその主催する競馬ごとに競技の体系をもち、互いに交流することなく、競馬という競技を実施してきたのである。これをわれわれは2制度多元競馬とよぶことにする¹²⁾。

主催者が多数あるという点では他の公営競技と全く同じなのであるが、他の公営競技が競技としては主催者の枠を超え、全国一元的な競技の体系を構築しているのとは事情が全く異なっている。ちなみに、多数の主催者が共通の競技体系に基づいて競技を実施しているという点においては、欧米の競馬制度はこれに近いようである。中央競馬で開催される天皇賞やダービー(東京優駿競走)などはG1レースとよばれるが、厳密に言えば、この格付けは日本国の格付けではなく、JRAという一主催者の格付けに過ぎないのである。ただし、ジャパンカップなどの国際レースと、中央・地方の交流レースとして設定されたダートグレードレースは一主催者の枠を超えた格付けである。

単なる数字あわせのギャンブル(宝くじが典型)ではなく、そもそもギャンブルを伴うプロスポーツ競技としての競馬が存在する条件は3つあると考えられる。

第一は競技の体系である。プロスポーツである以上、人々はより強い馬、より速い馬を追い求めようとする。強い馬が必ずしも人気があるとはいえないが、誰しもが認める強い馬に挑戦し、それを打ち負かそうと人馬が一体となって必死で闘う姿はファンを魅了する。逆説的な表現だが、敗者の美学は強者が存在してこそ成り立つのだ。エンターテインメントであるプロスポーツである以上、ストーリー性がなければ競技に感情移入することはできない。

馬は所詮は畜生である。畜生を擬人化し、そこに感情移入しうるストーリーがあるからこそ、スターホースが誕生する。ハイセイコー、オグリキャップ、メイセイオペラ、そしてコスモバルクといった地方競馬所属もしくは出身の馬が人気を博したのは、まさにそこに「感動のサクセスストーリー」を人々が作り上げやすかったからに他ならない。

先にも述べたように、競馬が単なるギャンブルであれば、有馬記念であろうと高知競馬の未勝利戦であろうと同じはずだが、関心を寄せる人の数は雲泥の差である。これがまさにエンターテインメントとしての競馬なのである。ギャンブルとしての面白さと競技としての面白さを兼ね備え

12) 2制度多元競馬といういい方は、札幌大学岩崎徹氏を中心として行われてきた研究会のなかで生まれた用語で、公式には、「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」に構成メンバーの谷川弘一郎氏が提出した日高軽種馬振興推進協議会作成の資料で使用されたのが初出である。

ているからこそ競馬は多くのファンを惹きつけるのである。

優勝劣敗の淘汰を繰り返しつつ頂点をめざしていくというストーリーは、規模が大きいほどその輝きを増す。小さな枠内で、限られたストーリーしか提供できない地方競馬に存続の余地はないといっても過言ではなからう。

第2の存立条件は馬券の発売システムである。競馬が馬券の販売によって維持される以上、馬券の発売システムが競馬の存立を左右する条件であることはいうをまたない。競馬ファンにとって馬券の購入はギャンブルそのものであるが、それは宝くじの購入とは全く異なった面を持っていることも見逃してはならない。宝くじが、単なる偶然機会の購入であるのに対し、馬券は推理の結果であり、またレース参加の証であり、そして場合によっては応援の気持ちの表現である。

馬券購入にかかるコストが低いほど馬券の購入額は増えるであろう。JRAは競馬場以外に、殆どの全国主要都市に場外馬券売場（WINS）を設置し、さらに、加入者200万人を超えるという在宅投票システム（PAT）を構築し、馬券購入の利便性の確保をはかってきた。このような馬券発売システムの構築には規模の経済が強く作用する。小規模な地方競馬が限られたファンを対象に小規模なシステムを構築しても、コストパフォーマンスはかなり悪いものにならざるを得ない。

公営競技としての競馬が存立しうるための3つめの条件は情報の伝達である。ここでいう情報は馬券購入のための情報とレース映像の2つである。既に述べたように、わが国は世界最大の馬券大国であるが、これは勝馬検討という推理の面白さがあるが、初めて成立したものであることを強調したい。サッカー賭博を「くじ」といいなして誕生したTOTOの惨憺たる失敗をみるとそのことは改めて確認できるであろう。TOTOは、おそらく、馬券も車券も購入したことのないう連中が庶民をなめきって構想したものだろう。

競馬新聞（いわゆる専門紙）を一日見れば、わが国の競馬が情報競馬だということは一目瞭然である。競走成績や血統のみならず、レースの展開、調教データ、出目、果ては騎手の運勢やバイオリズムまで、ありとあらゆるデータが紙面に盛り込んである。競走前に馬体重を量ることさえしない欧米とは大きな違いである¹³⁾。

重要なことは、こうした推理のための情報が主催者によってではなく、民間の業者によって一般のファンに提供されているということである。民間業者によって提供される情報であるから、一定の需要がなければ事業としては成立し得ない。大きなマーケットを持つ中央競馬については、**情報提供は質・量共に充実したものとなるが、マーケットが小さい地方競馬では提供しうる情報も限られたものにならざるを得ない。**

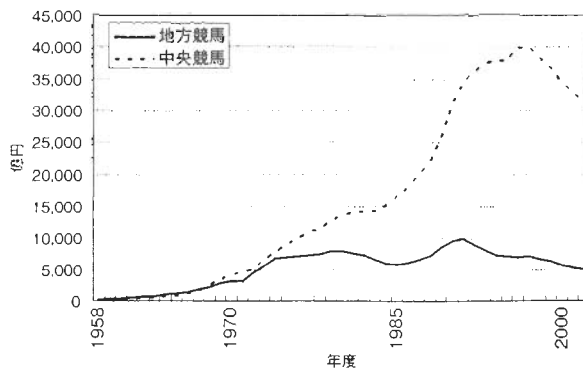
13) 歴史的に形成された競馬文化の相違だろう。

もう一つの情報はレース映像である。本場で競馬を観戦するのなら必要ないが、場外もしくは在宅投票で馬券を購入するファンにとって、レースをリアルタイムで観戦できるかどうかは非常に大きな問題である。先に述べたように、馬券の購入はレースへの参加でもある。したがって、そのレースをリアルタイムで観戦できなければ馬券購入のインセンティブは著しく低下せざるを得ない。そして、さらに付け加えれば、その映像も迫力あるドラマティックな映像であるほうが好ましい。勝ち負けだけではなく、レース中の各馬の動向や騎手の動きが明確にわかればわかるほど、観客はレースに没頭できるであろう¹⁴⁾。

ひとことでいえば、以上述べた3つの条件をすべて満たし得た中央競馬はその売上高を大きく伸ばし、制度の壁と主催者の無策によって3つの条件を整えることの出来なかった地方競馬は衰退の途を余儀なくされたのである。地方競馬の衰退は必然的な結果であったといえよう。

4. 地方競馬の衰退と窮状

ここで改めて地方競馬の現状を確認しておこう。ここ数年の中央と地方競馬の売上高をみたのが図3である。わかりにくいのが、1967年までは中央競馬よりも地方競馬の売上高の方が大きかったのである¹⁵⁾。もちろん、当時であっても、1主催者としてみれば、他の地方主催者よりはるかに大きい存在ではあったが、今のように中央が地方を圧倒するという状態ではなかった。その後、まさにハイセイコーが中央入りした1973年頃から中央・地方の格差は拡大していつていることがわかる。バブル末期の、地方競馬が史上最高の売上高を記録した1991年には、中央・地方の売上高比率は中央77.3%、地方22.3%であったのが、その11年後の2002年には中央86.5%、地方



資料：中央競馬年鑑など

図3 競馬売得金の推移

14) プロ野球のテレビ中継を想起されたい。

15) 古い調教師のなかには、第2次大戦後の混乱期に、先行きの見えない国営競馬（現在の中央競馬）に行くよりも地方競馬の方がいいと、地方競馬に職を求めた人もあるといわれる。

13.5%と地方のシェアは半減してしまった。

当然のことながら、売上高の減少は競馬事業の収益性を悪化させる。表2は2002年度の各主催者の収支である。千葉県競馬組合（船橋競馬）、特別区競馬組合（大井競馬）、埼玉県競馬組合（浦和競馬場）、そして佐賀県競馬組合（佐賀競馬）の4つ以外はすべて単年度収支が赤字となっている。

財政競馬として開催されてきた以上、赤字に転落すれば廃止する競馬場が出てくるのは当然である。表3は近年競馬事業を廃止した主催者を示している。2001年に中津競馬が廃止¹⁶⁾されて以降、新潟・三条両競馬場を使って競馬事業を行っていた新潟県競馬組合、宇都宮市¹⁷⁾、日本で一番小さな競馬場といわれた益田競馬を主催する益田市、足利市、そして2003年には上山市が競

表2 地方競馬の収支状況

主催者	競馬場	2001年	2002年度		備考
		累積赤字	売得金	単年度収支	
北海道	札幌, 旭川, 門別	15,709	9,795	△ 1,677	札幌はJRA札幌競馬場を借用して開催
北海道市営競馬組合	旭川, 岩見沢, 北見, 帯広	1,275	18,488	△ 402	ばんえい競馬
岩手県競馬組合	盛岡, 水沢	4,481	44,175	△ 3,824	
上山市	上山	1,374	8,592	△ 853	2003年度途中で廃止
栃木県	宇都宮	0	7,635	△ 1,695	
足利市	足利	0	2,202	△ 179	2002年度で廃止
群馬県	高崎	3,575	5,127	△ 841	
埼玉県浦和競馬組合	浦和	2,519	27,631	452	
千葉県競馬組合	船橋	490	35,173	177	
特別区競馬組合	大井	0	123,797	186	
神奈川県川崎競馬組合	川崎	3,061	45,727	△ 1,735	
石川県	金沢	0	15,251	△ 58	
金沢市	金沢	0	2,463	△ 72	
岐阜県地方競馬組合	笠松	0	21,322	△ 466	
愛知県競馬組合	名古屋	3,141	26,640	△ 120	
兵庫県競馬組合	園田, 姫路	0	48,689	△ 929	
益田市	益田	1,453	832	△ 366	2002年度で廃止
福山市	福山	1,447	13,288	△ 333	アングロアラブのみ
高知県競馬組合	高知	8,028	7,685	△ 961	
佐賀県競馬組合	佐賀	0	17,299	88	
荒尾競馬組合	荒尾	184	8,557	△ 258	
計		46,737	490,368	△ 13,866	

出所：北海道など

16) 唐突な中津競馬の廃止は地方競馬に内在していた数多くの問題を露呈した。大月隆寛・中津競馬記録誌刊行会〔2002〕に詳しい。

17) 宇都宮競馬は栃木県と宇都宮市が主催していたが栃木県は存続しているので、競馬がなくなったわけではない。

表3 競馬事業を廃止した主催者（2001年度以降）

年度	主催者	競馬場	備考
2001	中津市	中津	
2001	新潟県競馬組合	新潟, 三条	新潟はJRA新潟競馬場を借用して開催
2001	宇都宮市	宇都宮	栃木県営競馬は存続
2002	益田市	益田	
2002	足利市	足利	
2003	上山市	上山	

馬事業から撤退している。ちなみに、上山市の場合は山形市との合併協議が競馬事業の廃止に結びついたという話もある。かつては地方競馬の優等生といわれた岩手県競馬組合（盛岡・水沢）をはじめ、群馬県（高崎）、栃木県（宇津宮）、石川県・金沢市（金沢）など、相次いで存廃論議が持ち上がっている。

ただし、地方競馬の危機は何も今回が初めてではない。歴史的に見ると少なくとも第2次大戦後では4回目である。危機を教訓化することなく、構造的問題を解決しないまま今日に至った各主催者（＝地方自治体）と、競馬事業の監督官庁でもある農水省の責任は重いといわざるを得ない。

第1回目の危機は高度経済成長に入る直前の時期、すなわち1950年代前半の時期である。この時期に（正確にいうと、この時期までに）戦前の地方競馬の流れを組む競馬場が相次いで廃止になっている。記録に乏しく、詳細は不明であるが、宮崎県営競馬¹⁸⁾や延岡市営競馬が廃止になったのがこの時期だ。この時期は朝鮮動乱を契機として復活した日本経済が再び停滞した時期に相当し、自治体財政への寄与という目論見がはずれたことによる廃止である。

2回目の危機は1960年代末から1970年代初めの時期である。この時期は高度経済成長のまったただ中で、競馬事業はいずれも大きな収益を地方財政にもたらしていた。この時期に発生した地方競馬の危機は、経済的要因ではなく、政治的要因によるものであった。

当時の美濃部亮吉東京都知事や黒田一大阪府知事は公営競技廃止の方針を打ち出す。ギャンブル＝悪という教条的な発想によるものであった¹⁹⁾が、税収も順調に伸びていた時期でもあり、

18) 1991年の競馬法改正まで、中央競馬の競馬場は現在競馬がおこなわれている10場に横浜（根岸）と宮崎の2か所がはいつて12場となっていた。横浜は米軍に接収された関係もあり、戦後はついに競馬を開催することはなかった（現在は競馬記念公園となっており、当時のスタンドも一部残っている）が、宮崎は戦後中央競馬が開催されることはなかったが、宮崎県営競馬が開催されていた。宮崎・鹿児島は軽種馬の産地でもあったため、一種の産地競馬的な意味もあったのかもしれない（山口富郎〔1997〕に当時の話が掲載されている）。

19) 興味深いことに革新知事の草分け的存在でもあり、革新知事としては美濃部・黒田両知事の先輩格でもあった京都府知事蜷川虎三は公営競技廃止論には批判的であった（日本自転車振興会〔1990〕p.393に蜷川の談話が掲載されている）

20) 都営競馬の廃止に対応するかたちで競馬法の一部が改正されている。

廃止にともなう十分な補償が可能であったという事情もある。

このときに東京都が廃止しようとした競馬事業は、結局、都ではなく区が主催するというかたちで存続（特別区競馬組合の設立）した²⁰⁾が、大阪（春木競馬）の場合は、補償金を積み立てるために2年間競馬開催した後廃止された。

美濃部知事は1969年に3年間で段階的に公営競技を全廃すると宣言したが、皮肉なことに、奇しくもまさにその3年目にあたる1972年、怪物ハイセイコーが大井競馬場でデビューした。ちなみに、当時の大井の新馬戦の1着賞金は120万円、中央競馬は180万円であった。中央競馬は大井競馬の1.5倍である。2004年は大井の240万円に対して中央は700万円なので、中央は大井の2.9倍である。地方と中央の質的格差は現在よりずっと小さかったことが伺われる。

地方競馬の3回目の危機は1980年代半ばである。このときの危機は、経済の低迷による売上の不振が原因といわれることが多いが、中央競馬がインフラを充実させ隆盛に向かうなかで、地方競馬が競馬ファンのニーズに応えられなくなったことが、より本質的な要因であったとも思われる。このとき2制度多元競馬の限界は誰の目にも明らかになっていたはずである。1988年には紀三井寺競馬が廃止となっている。

だが、このときの危機は競馬制度改革に結実することはなかった。バブル経済の「神風」が地方競馬の苦境を吹っ飛ばしたのである

バブル崩壊後も中央競馬はインフラ整備をさらに推し進め、大都市圏以外への外延的拡大を進行させることにより、しばらくは売上を伸ばし続け、1997年にはついに4兆円という売上高を記録する。ところが、地方競馬主催者の多くは、一部の例外を除き、バブル期に得た収益を無原則的に地方財政に繰り入れるだけで、ファンの維持・拡大に向けた投資は殆どなされなかった。ファンサービスの根幹にあるはずの施設面においても中央競馬との格差は広がる一方だった。

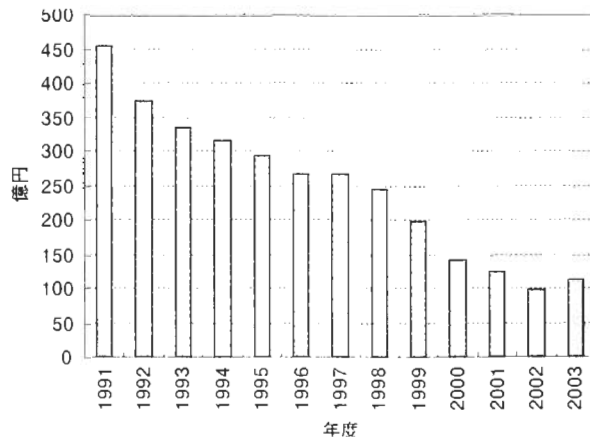
不況が長期化するなかで各地の競馬場は売上高の減少を続け、法制度的には想定されていなかった赤字を計上するようになった。当初、売上の低迷は競馬開催費の削減というかたちで処理された。ここで重要なことは、経費削減が償金や出走手当（いわゆる報償費）の削減につながったことにより、良質馬を競馬場に集めるインセンティブが急速に低下したことにある。生産界では過剰生産が顕在化する一方で、地方競馬は競走馬資源が不足するという、数量的なミスマッチが起こる。

成熟してきた競馬ファンは単なるギャンブルだけでは飽きたらず、そこに競技としての競馬の面白さを要求するようになっていたにもかかわらず、貧弱な施設と貧弱な競走番組しか提供できなくなった地方競馬がそっぽを向かれるのは当然の理である。こうしたなかで、本節の冒頭に述べたように、競馬事業から撤退する主催者が続出するのである。これが現段階における地方競馬の危機である。

5. 地方競馬の存廃論議と競馬制度改革

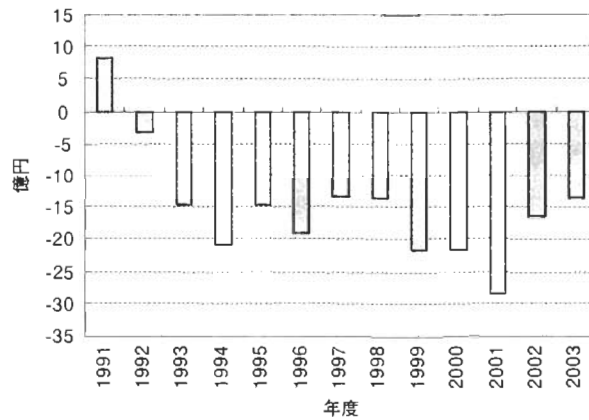
今回の競馬制度改革は、ひと言で言えば、地方競馬改革が最も重要な論点となっている。したがって、ここでは制度改革について論じる前提として、地方競馬の存廃をめぐる議論を具体的にみておくことにしたい。事例として、たまたま筆者が関わることになった道営ホッカイドウ競馬（以下、ホッカイドウ競馬）をとりあげることとする。

ホッカイドウ競馬の売上推移は図4に示したとおりで、1991年の454億円をピークに年々大きく減少をつづけ、2002年度はついに100億円を下回る98億円にまで減少してしまった。売上高が減少に転じた1992年度には早くも収支は赤字となり、2001年には28億円という単年度赤字を計上



資料：北海道

図4 ホッカイドウ競馬の売得金



資料：北海道

図5 ホッカイドウ競馬の単年度収支の推移

するまでに至る（図5）。

ここに至るひとつの論点としては、単年度赤字に転落する前の黒字が何に使われたのかということである。ホッカイドウ競馬が稼ぎ出した黒字額は累積で200億を超えるといわれているが、これらはすべて道の一般財源に繰り入れられ、競馬ファンを維持・拡大するためのインフラ整備には殆ど使われなかった²¹⁾。まさにプロモーターとしての意識が欠けていたとしかいいようがない。地方競馬の根本的な問題として、専門的知識を持った職員が事業をリードしてこなかったということがいわれる（この点はまさにJRAと対照的である）が、まさにそのとおりであったといえよう。

ホッカイドウ競馬主催者（すなわち北海道）がとった対応策は、売上増大策よりも経費削減を主軸とするものであった。先に掲げた二つの図を見比べていただくとわかるが、売上高減少にもかかわらず一時的に赤字幅の増大がストップした時期がある。これはまさに経費削減によるものである。

具体的には、それまで、札幌、岩見沢、旭川、および帯広の4場を巡回して、競馬を開催していた²²⁾のを、門別、札幌、旭川の3場開催に変更する。そして報償費の大幅削減をおこなった。開催場の削減は地元根付いていたファンがホッカイドウ競馬を見限る要因となつたし、報償費の大幅削減は馬主経済を直撃し、競走馬資源の不足を招き、ファンの求めるおもしろいレースが組めなくなった。ファン離れ→売上低下→競馬の質的劣化→さらなるファン離れ…という悪循環が発生してしまったのである。外在的な批判であることを承知で敢えていうなら、経費削減効果が売上減少が上回ってしまったといえよう²³⁾。

道財政が悪化するなかで、ホッカイドウ競馬の存続問題は重要な政治問題に発展する。このとき、ホッカイドウ競馬の存続を主張する一つの有力な論拠として浮上したのが、地場産業の存立を保障する産業インフラとしてホッカイドウ競馬を位置づける論理であった。本稿ではこれを産地競馬論とよぶ。産地競馬論は馬産地北海道ならではの論点であったが、そこにはわが国の競馬システム全体の変化を前提とし、今日の競馬制度改革につながる論理も含まれていた。

周知のように、北海道はわが国最大の馬産地である。したがって、ホッカイドウ競馬は「産地直送」で競馬が開催されていると考える人も多いだろうが、本当の意味で「産地直送」馬による

21) 口の悪い人にいわせると、「食の祭典（横路道政の最大の失策ともいわれる）にぶち込んだんだ」ということになる。

22) 1980年代には函館開催もおこなわれていた。

23) ホッカイドウ競馬の売上高の減少率が、同じ北海道の、それも札幌という大商圏を持たない市営競馬組合（ばんえい競馬）の減少率や、函館競輪の売上高減少率を上回っていることから、このことは明らかだといわざるを得ない。

競馬開催がおこなわれるようになったのは実はそう古い話ではない。かつてのホッカイドウ競馬は、軽種馬（サラブレッド、アングロアラブ）の産地としては中心をはずれた十勝産の馬や、中央競馬から移籍してきた馬が主だったのである²⁴⁾。

ところが、1990年代半ば以降、2歳馬の売り先が狭隘化してきたことを契機として、生産者がホッカイドウ競馬で自ら供用する比率が高まってくる。多くの生産者馬主は、馬主として収益を得ること²⁵⁾よりも、ここで成績をあげることで他の馬主に馬を販売することが目的である。つまり、ホッカイドウ競馬が能力検定の場としての機能を担うようになったのである²⁶⁾。JRAが導入した認定競走制度はホッカイドウ競馬の性格を決定づけ、主催者もまた産地競馬としての機能を強化することで存続をはかろうとし、認定厩舎制度などを導入する（このなかでコスモバルクが生まれるのである）。生産界も、北海道競馬振興対策室を設置するなどの支援体制を構築している。

産地競馬論の台頭は一連の存廃論議のなかから生まれてきた議論でもある。北海道地方競馬運営委員会²⁷⁾（以下、運営委員会）の委員長に岩崎徹札幌大学教授が就任（委員長在任は1999年から2001年）したことが大きな契機となる。それまで、殆ど積極的な機能を発揮することのなかった運営委員会が積極的な議論を発信するようになったのである。

岩崎徹委員長が中心になってまとめたのが、北海道地方競馬運営委員会答申「北海道地方競馬のあり方について」（1999年11月、通称・岩崎答申）である。この岩崎答申を主催者が遵守したかどうかについては見解の分かれるところでもあるが、少なくとも、「地方財政問題だけでは北海道競馬のあり方を論じることはできない」というスタンスにたち、財政競馬論に立脚しない地方競馬存続論を提起した意義はきわめて大きい。

ホッカイドウ競馬の存続を前提に、岩崎答申は、魅力ある競馬（番組）の創造、売上の増進、経費の削減、合理的経営という4つの柱を軸に、ホッカイドウ競馬の抜本的改革を主催者に迫っている。この答申がどの程度直接的な影響を競馬界に与えたのかはわからないが、この4つの柱を具体化する方向で、その後の競馬制度改革が進んだことは確かである。

岩崎が退任した後委員長に就任したのが宮脇淳北海道大学大学院教授である。宮脇委員長を中心としてまとめられ、2003年1月に高橋はるみ北海道知事に提出されたのが、北海道地方競馬運営委員会「北海道競馬の今後のあり方について（建議）」（通称・宮脇建議書）である。この建議書は、岩崎答申が後景に退けた財政競馬論的視点を強調したものであり、その意味で岩崎答申か

24) ホッカイドウ競馬の歴史については道新スポーツ〔1988〕などを参照されたい。

25) ホッカイドウ競馬の低い賞金ではなかなか収益を上げることは難しい。

26) このあたりの事情に関しては拙稿（古林英一〔2001〕）を参照されたい。

27) このときから今日に至るまで、コスモバルクの実質的オーナーである岡田繁幸氏が委員をつとめていることも注目される。

ら一歩後退したものであると見ることもできる。財政競馬論からの脱却がなかなか容易ではないことを指し示していた。この宮脇建議書が作成された時期は、次節で述べる「有識者懇談会」が開催されていた時期と重なっており、いわば競馬制度改革に向けた議論が進行していた時期である。この建議書を受けて、高橋はるみ知事は「国が検討している「新たな競馬のあり方」の結論を踏まえながら、着実な収支の見通しを得ていかなければならないと考える」（2003年4月道議会答弁）と発言し、制度改革を前提として一応の存続を表明するに至ったのである²⁸⁾。

6. 競馬法改正の意義と今後の展望

今日の地方競馬の窮状が2制度多元競馬という制度的枠組みによるところが大きいことは何度もふれてきたとおりである。この限界を突破しようという試みは、まず、競技体系の変更から始められた。1995年の競馬法改正により、地方・中央交流競走が本格的に開始される。ダートグレードレースの創出である。1995年は「交流元年」とも称され、その後、JRA所属のライブリマウントやホクトベガなどが各地の地方競馬のダートコースで縦横無尽の活躍をみせた。その一方で、笠松競馬所属のライデンリーダーが中央競馬のクラシックレース桜花賞で4着に入るなどの大活躍をみせた²⁹⁾。

だが、競技体系こそまがりなりにも統一への途を踏み出したものの、先に掲げた公営競技存立の3条件のうち、発売システムと情報提供は法制度の壁に阻まれて十分なかたちで実現しなかった。そのため、ダートグレードレースが地方競馬再生に直接つながるまでには至らなかった。

1995年改正では、地方主催者間で発売に関する相互受委託が可能となり、地方競馬のビッグレースが全国で購入できるようになった。とはいえ、JRAが長年にわたって構築してきたインフラに比べれば、地方レベルでのインフラはあまりに貧弱であるといわざるを得ず、地方競馬の祭典と位置づけられたJBC競走の売上高でさえ、中央の重賞（GⅢ）競走レベルでの売上をあげるにとどまってしまった。はからずも、このことは地方競馬の現状打開が地方のみでは不可能であることを露呈したといえよう。

また、このときの改正では、ナイター開催が可能となった。競輪では函館からスタートし、現在では7場がナイター開催をおこなっており、新たなファンを拡大する効果を生んでいるが、競馬のナイター開催は未だ大井、川崎、旭川の3場にとどまっている。

今回の競馬法改正に直接つながる動きとしては、2001年8月から同年12月にかけて6回にわた

28) 道営ホッカイドウ競馬を事例とした地方競馬の問題については壽倉寛己〔2004〕に詳しい。

29) ライデンリーダーはオークスで捲土重来をはかるが惨敗を喫する。このとき手綱をとっていたのが安藤勝己騎手である。その数年後、五十嵐冬樹騎乗のコスモバルクが惨敗したダービーでダービージョッキーになったのがキングカメハメハに騎乗していた安藤勝己である。安藤勝己はかつての自分の姿を五十嵐冬樹に見ていただろうか。

り開催された「地方競馬のあり方に係る研究会」（渡邊五郎座長，以下，地方競馬研究会）を出発点とするのが妥当であろう。これは農水省畜産局長の諮問委員会として開かれたもので，12月に「中間報告書」を発表した。この「中間報告」では

- (1) 地方競馬の多面的意義（地方財政寄与のみではない）
- (2) 地方間の連携協調
- (3) 中央と地方の共存
- (4) 今後の競馬運営のあり方（主催者の自己責任，債務処理は主催者の責任）

の4点が述べられている。この段階においては，中央と地方の連携までは踏み込んだ結論とはなっていないが，(1)にみられるように，これまでの「財政競馬」一本槍の議論から一歩踏み込んだ議論となっている点は重要である。

地方競馬研究会を引き継ぐ形で，2002年11月から「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」（根来泰周座長，以下，有識者懇談会）が開かれる。これは農林水産大臣の私的諮問機関として設置されたもので，今回の競馬法改正に直接むすびついた会合である。2002年11月に第1回が開催され，2004年3月に「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会報告書」が発表された。この報告書では，

- (1) 地方競馬の抜本的改革の必要性
- (2) 主催者間の連携
- (3) 中央・地方の連携強化

が述べられており，ここで競馬法改正の方向が明らかにされている。

谷川弘一郎浦河町長が有識者懇談会の委員の一人であったことから，北海道の生産界からも有識者懇談会に向けての提言もおこなわれた。2003年6月26日に開催された第5回有識者懇談会に，日高軽種馬振興対策推進協議会会長私的諮問委員会から「日本競馬の改革に向けて」という資料が参考資料として提出されている。このペーパーは総論部分と緊急提言の2部から構成されており，特に緊急提言ではダートグレードレースを活用した地方競馬活性のための具体案が述べられ，そのためになすべき法改正の具体案にまで踏み込んだ議論までおこなわれている。

また，もうひとつ注目すべき動きとしては，有識者懇談会と平行して活動した自民党競馬改革議員連盟（以下，競馬議連）の活動がある。競馬議連の会長は青木幹男自民党参議院幹事長であった。実質的な活動は鈴木政二と橋本聖子の両参議院議員によるものであった。

競馬法改正は2004年6月に成立・公布された（施行は2005年1月1日）。その主たる改正点は

- (1) JRAと地方主催者が発売の相互受委託が可能となった
- (2) 重勝馬券の導入と払い戻し率の見直し
- (3) その他

である。(3)では、入場料徴収が任意となったこと、「第28条 学生生徒又は未成年者は、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない」の「学生生徒」部分が削除されたことなどである。この改正で、学生生徒は馬券は買えるが車券は買えないという奇妙な事態が発生する（おそらく自転車競技法なども追って改正されるのだろう）。

本稿でもっとも注目したいのは、いうまでもなく(1)である。JRAと地方主催者間の相互受委託が可能となっただけではなく、私人に対しての委託も可能となっている（これは競輪などでは既に実現している）。このことは、先にふれた「日本競馬の改革に向けて」の緊急提案部分であるダートグレードレースを活用した地方競馬の活性化案³⁰⁾を、少なくとも制度的には、可能とするものである。もちろん、投票システムの物理的結合などの技術的問題も小さくないし、地方競馬主催者とJRAが個別に提携するのか、それとも地方競馬が共同してJRAと提携するのかという問題もある。

今回の法改正は総体としては地方競馬の立て直し（もしくは整理）をめざした改正であると位置づけられる。JRAによる地方競馬支援も明記されている。だが、同時にきわめて大きな課題を地方競馬主催者に提起したともいえる。いわばボールは投げられたのであり、それをどう受け止めて投げ返すかは各主催者の主体性にかかっているといても過言ではないだろう。

7. むすび～日本競馬の再生と活性化に向けて

本稿では主として地方競馬を中心としたわが国の競馬制度について論じてきたが、そもそもなぜゆえに地方競馬の存在が重要なのだろうか。ファンの一部や馬主の一部には地方競馬不要論もあるが、それにはどう答えるべきなのだろうか。地方競馬の存在意義としては、

(1) 競走馬の層の厚みの形成

(2) 競走馬需要の確保（競走馬の需給のマッチング）

の二つをあげたい。

上記の2つは密接不可分の関係にあるといえるのだが、まず(1)についていえば、大きな選抜淘汰の仕組みが大きければ大きいほど、わが国の競馬が魅力あるものになり、ひいてはそのことを抜きにしては競馬の将来はないということをあげたい。ピラミッドの底辺が大きいほど頂点は高くなるはずである。

少なくとも、競馬ファンは競馬のファンなのであって、主催者が誰であるかなどというのは、本来ファンには全く関係のないことである。プロスポーツとして、もっとも重要なことは、ファ

30) この提案ではダートグレードレースを活用することで、地方競馬の赤字を大幅に削減することが可能であるという試算もおこなわれている。

ンをいかに楽しませるかである。繰り返しになるが、主催者の枠に限定された地方競馬がファンからそっぽを向かれたのは当然の結果である。

(2)は(1)を保障する条件といえるかもしれない。ようやく明かりが見えてきたとはいえ、長びく不況の中で、競走馬の売れ行きは依然として厳しい。だが、多くの地方競馬では競走馬が集まらず十分な番組編成がおこなえない状況にある。その反面、中央競馬は下級条件に多くの馬が滞留し、出走させたくても除外されてしまうことが多くなっている。中央4,000頭という基本的な需要はすでに飽和状態であり、生産過剰を解消するためには、地方競馬での需要を確保するしか途はない。

コスモバルクの購買価格は400万円であったという(ちなみに、マスコミでは安馬といわれているが、昨今の市況でこの血統なら400万円は決して破格の安値でもない)。作為的だという意見がないわけではないが、ホッカイドウ競馬からスターホースが生まれたという事実は事実である。何かと暗い話題の多い北海道で、知事がダービー後にコメントしたほど大きな話題をコスモバルクが提供したことは事実として素直に認めるべきであろう。

さらに、コスモバルクの皐月賞・ダービーでの活躍が、今年のホッカイドウ競馬の好調な売上高に結びついている可能性は高い。もし、仮に、現在JRAの場外施設のない旭川や帯広で、コスモバルクの皐月賞・ダービーの馬券を買うことが出来て、その売り上げの一部がホッカイドウ競馬やばんえい競馬に入るとすれば、ファンのニーズと主催者の利益の双方を満たすことが可能である。

スターは自然に生まれるわけでない。スターを作り上げる行為も必要である。ハルウララはそのことを如実にあらわしている。ハルウララの馬券が全国で売れたとマスコミで報じられた。武豊騎乗で話題を呼んだ106連敗日のレースの発売額は5億1千万円であったという。高知競馬の普段の売上高と比較すれば破格の売上高ではあるのは事実だが、この数字を中央競馬に当てはめると、一般のマスコミでは全く話題にならない下級条件戦の売上に相当する額に過ぎない³¹⁾。話題性とのバランスからいえば、「5億も売れた」ではなく、「5億しか売れなかった」というべきなのである。地方間の受委託の限界がここにある。もし、JRAが高知競馬の発売を受託していれば遙かに大きな売上があったことは容易に想定しうる。

ハルウララに限らない。統一された競技体系の下で実施されているダートグレードレースをみれば、中央・地方の売上格差は極めて大きい。先にとりあげた「日本競馬の改革に向けて」によると、2001年度(2001年4月から2002年3月)のJRA主催のダートグレードレースの売上高が

31) 2004年7月17日新潟第7競走(3歳以上500万下)の売上高が4.3億円であった(この日は、夏の3場同時開催中の土曜日であった)。

1レースあたり59億円であったのに対して、地方主催分は1レースあたり3.6億円にとどまっている。レースを構成する馬に若干の差があるとしても、この差はファンのニーズの現れではなく、購買の利便性および情報提供の格差によるとしかいえない。

地方競馬の再生・活性化はわが国の競馬全体に関わる問題である。折しも、プロ野球が1リーグ化しようとしているのに対して、多くのファンは反発を示している³²⁾。むしろとるべき手段は、一部の球団への利益集中という構造を改めて、12球団2リーグが存続しうる途を探ることにあつたように思われる³³⁾。競馬もまさにそのとおりであり、地方競馬がなくなることは競馬そのものの規模が大きく縮小することでしかないのである。

付記すれば、競馬改革の論議の中で、主催者を一本化すべきであるという議論をしばしば耳にする。しかしながら、この考え方は必ずしも当を得ているとはいえない。競技体系の一元的統括（たとえば、レース体系の設計、騎手養成、各種登録業務など）は必要であるが、競馬全体を一つのシステムとすれば、個々の主催者が独自の努力でもって、創意工夫をこらした競争をおこなうことはファンのニーズ充足という観点からは重要である。また、そうした競争を行いうる基盤整備がいま求められているのである。

今回の競馬法改正に地方競馬の各主催者が迅速に対応することが強く望まれる。

参考文献（年代順）

- 道新スポーツ編〔1988〕『北の蹄音 ホッカイドウ競馬四〇年史』、道新スポーツ
日本自転車振興会編〔1990〕『競輪四〇年史』、日本自転車振興会
株式会社後楽園スタジアム社史編纂委員会〔1990〕『後楽園スタジアム50年史』、株式会社後楽園スタジアム
競馬制度研究会〔1992〕『よくわかる競馬のしくみ 一改正法施行後の競馬制度一』、地球社
山口富郎〔1997〕『馬と宮崎と二十世紀』、鯨脈社
佐々木見彦〔1999〕『公営競技の文化経済学』、芙蓉堂出版
中央畜産会編〔1999〕『畜産行政史 一戦後半世紀の歩み一』、中央畜産会
古林英一〔2001〕『産地競馬としての「ホッカイドウ競馬」』、『北海学園大学経済論集』49巻1号
岩崎徹〔2002〕『競馬社会をみると、日本経済がみえてくる 国際化と馬産地の課題』、源泉社
谷岡一郎・宮塚利雄編著〔2002〕『日本のギャンブル「公営・合法編」～歴史・経済・法律・そして行く末～』、大阪商業大学アミューズメント研究所
馬クラスター研究会〔2002〕『馬産業の経済波及効果と馬クラスターによる地域活性化―日高地域における軽種馬関連産業の構造分析―』、馬クラスター研究会
小山良太〔2004〕『競走馬産業の形成と協同組合』、日本経済評論社
岩崎徹〔2004〕『日本経済を映す日本の競馬』、『経済セミナー』No.595
高倉克己〔2004〕『地方競馬の今 ホッカイドウ競馬(上)(中)(下)』、『競馬ブック』34巻29号、30号、33号

32) ついでいえば、この問題は、これだけ社会で市民権を得ているかに見えたプロスポーツの王者プロ野球が、所詮は企業広告の媒体以上のもになっていなかったことを、はしなくも暴露したといえよう。

33) 世論を背景に、新規参入を表明する企業があらわれ、縮小再編の流れに歯止めがかかった。

ギャンブリング*ゲーミング学研究 創刊号
Japanese Journal of Gambling & Gaming Studies

2004年9月30日発行

編集兼発行者 ギャンブリング*ゲーミング学会

代表者 谷岡一郎

〒577-8505 大阪府東大阪市御厨栄町4-1-10

大阪商業大学アミューズメント産業研究所

TEL06-6618-4068 FAX06-6618-4069

印刷所 株式会社NPCコーポレーション

〒530-0043 大阪市北区天満1-9-19

TEL06-6351-7271 FAX06-6352-7479

©ギャンブリング*ゲーミング学会 2004. Printed in Japan

Japanese Journal of Gambling & Gaming Studies

Number 1

September 2004

Preface

On Publishing The Japanese Journal of Gambling & Gaming Studies

..... Tanioka, Ichiro

Articles

How To Deal with Anti-Casino Movements

—Concepts, Purpose, and Philosophy of Casino Planning—..... Tanioka, Ichiro

Creating Casino Legislation in Japan—Issues & Debating Points

—An Approach to Modernize Gambling Regime in Japan—..... Mihara, Toru

Japanese Values for Casino Legalization in Japan

—Through the JGSS-2002 Data— Yang, Hyung-eum · Tanioka, Ichiro

The Impact of Osaka Casino Project.....Sawa, Ryosaku

Revolution of Horse Racing System in JapanFurubayashi, Eiichi

The Card Games that Still Alive Takahashi, Hironori

Published by Japan Academy of Gambling & Gaming Studies

Osaka, Japan

ISBN4-902988-00-3 C3036 P2000E 定価(2000円+税)